

川西市災害情報処理システム構築等業務委託に関するプロポーザル評価委員会設置要領を次のように定める。

令和3年12月10日

川西市長 越田 謙治郎

(設置及び目的)

第1条 川西市災害情報処理システム構築等業務委託の相手方となる事業者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市災害情報処理システム構築等業務委託に関するプロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において、プロポーザル方式とは、委託業者を決定する場合において、一定の条件を満たす者を公募又は指名により選定し、当該委託に係る実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、当該提案の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した委託事業者を決定する方法をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。
- (2) 提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル方式による選定の実施に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は危機管理課長（災害対策担当）をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、情報政策課長が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査方法)

第7条 委員会は、業務提案書類及びヒアリングの審査・採点結果により順位を決定した後、上位の事業者の受託スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行った上で、委託事業者を決定するものとする。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、この要領の施行の日から市と事業者が契約を締結する日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部危機管理課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部情報政策課長

土木部道路整備課長

教育推進部教育政策課長

消防本部消防課長

上下水道局下水道技術課長